

木造住宅などの耐震や 空き家の解体を支援します

4月15日(月)
受付開始

いつ来るか分からない地震に備え、安心して住み続けられるように耐震改修工事をおすすめします。生活環境や景観に悪影響を及ぼす空き家問題の解決に向けて、解体費用も助成します。

- 制度1 木造住宅耐震診断**
- 対象住宅 昭和56年5月31日以前着工の一戸建てまたは併用住宅2分の1以上が住宅で、在来軸組工法の平屋・2階建て
対象 住宅を所有かつ居住し、市税滞納がない
募集戸数 5戸
費用 無料(耐震診断者の交通費1000円を負担)
申し込み 4月15日(月)から
- 制度2 木造住宅耐震改修工事費補助**
- 対象住宅 制度1の対象住宅に加え個人が所有かつ居住し、倒壊の可能性がある、または高いと診断された(貸家除く)対象 以下全てに該当
①対象住宅の居住者(耐震改修後に居住する人も可)
②世帯全員が市税などの滞納がない
③世帯員の中に前年所得が600万円を超える人、かつ暴力団員がいない
募集個数 1戸
対象経費 耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費
補助額 補助対象経費の3分の1以内で100万円を限度

4月8日(月)~14日(日) 新入学時期の交通事故防止運動

スローガン 「まもろうよ こうつうあんぜん みぎひだり」



通学や通園に慣れない新入学児童などを交通事故から守るため、運転手はやさしさと思いやりで運転しましょう。地域・学校・家庭は子どもに交通ルールを教えましょう。

運動の重点
○通学路などの交通安全の確保
○効果的な交通安全教育の推進

問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内) ☎内線77352へ

- 申込期間 4月15日(月)~11月29日(金)
※着工前に限る
- 制度3 耐震シエルター設置工事費補助**
- 対象住宅 制度2の対象住宅に加え次のいずれかに該当
①申請年度末日付で65歳以上の人のみ居住
②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、群馬県知事発行の療育手帳のいずれかを所持している人が同居
対象 制度2の対象と同じ
募集個数 1戸
対象経費 耐震シエルター等購入費、運搬費、設置工事費
補助額 補助対象経費の2分の1以内で30万円を限度
申込期間 4月15日(月)~11月29日(金)
※着工前に限る

- 制度4 空き家解体補助**
- 対象の空き家 1年以上の居住や利用がない個人所有の一戸建て、または併用住宅2分の1以上が住宅で抵当権が設定されていない
※物置などの利用や管理者などが同一敷地内、または隣接地に居住しているものは対象外
対象 市税を滞納していない人で次のいずれかに該当
①空き家の所有者、または相続人
②①のいずれから同意を得た人
対象工事 空き家の全部を解体する未着工事で、建設業法の許可、または建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負うもの
補助額 経費の3分の1以内で20万円を限度
※建築日が昭和56年5月31日以前を証明すると10万円加算
申込期間 4月15日(月)から
※着工前に限る
申し込み・問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217へ

収納課からのお知らせ

市民の皆さんに納めていただく税金は、住民福祉向上のためのさまざまな事業や施設整備、教育の充実などに必要な市民共有の財産です。税金は納期限までに納めましょう。

問い合わせ 収納課納税係 ☎内線3142、収納課収納整理係 ☎内線3140

する相談は、月1回、日曜日に開設する休日納税相談窓口をご利用ください。
業務内容は次のとおりです。

- 市税などの収納 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
- 納税相談 災害や失業などの事情により、納期ごとの納付が困難な人には、納税相談を行っていただきますので、ご相談ください

足で振り替えてくず未納になっていたなどの理由で納税を忘れていませんか。ご確認ください。

市税を滞納すると

納期限内に納税いただいている多数の納税者との公正・公平を確保するため、法律の定めにより厳正な滞納処分を執行することになります。
具体的には債権給料、年金、売掛金など、不動産・土地、家屋、動産、自動車などの財産を差し押さえることとなりますので、納期限内での納付をお願いします。

市税の納付方法
市内に本支店がある金融機関、郵便局、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納税できる店舗名などは納税通知書などに記載されています。※納付の際には納税通知書の期別をよく確認してください

口座振替での納付
自動的に納税できて安心です。通帳と届け出印を用意して、市内の金融機関、または郵便局で手続きしてください。

休日納税相談窓口
平日は仕事などの都合で納税が難しい人や、税金の納付に関

平成31年度休日窓口日程表

平成31年(2019年)	4月14日(日)
	5月19日(日)
	6月16日(日)
	7月28日(日)
	8月18日(日)
	9月29日(日)
2020年	10月20日(日)
	11月17日(日)
	12月15日(日)
	1月19日(日)
	2月16日(日)
	3月15日(日)

※時間はいずれも午前8時30分~午後5時
※4月休日窓口の日程が、広報ぬまた3月号(4月カレンダー)でお知らせした日程から変更となりましたのでご注意ください

住民税が源泉徴収されている 上場株式等譲渡所得・配当所得の申告選択制度

源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等譲渡所得や住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得(以下「当該上場株式等の所得」と表記)について、地方税法の改正により当該上場株式等の所得を含めた確定申告書を提出し、かつ、市県民税申告書を提出期限内に提出した場合において、所得税と住民税で異なる課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択できるようになりました。
住民税で申告不要を選択した場合には、配当割の控除などは受けられなくなりますが、被扶養者判定や国保税、介護保険料などの住民税の所得を基準に算定されるものの所得には含まれなくなります。
※源泉徴収の対象となっていない上場株式等譲渡所得や住民税が源泉徴収されていない配当所得(非上場株式の配当)については、この制度は適用できません

問い合わせ 課税課市民税係 ☎内線3144

対象 当該上場株式等の所得を確定申告した人
市県民税申告書提出期限
○特別徴収(給与天引き)対象者 5月15日(水)
○普通徴収対象者 6月7日(金)
申告に必要なもの
▽印鑑
▽申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード(通知カードの場合は、通知カードの他に運転免許証などの身元確認書類)
▽確定申告書の控え
▽当該上場株式等の所得の内訳が分かるもの(確定申告の際に内訳を添付して手元に資料がない場合は不要)

